

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第11号

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和32年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「報酬は」を「年額報酬は、」に、「対しては、」を「対しては」に、「退職」を「退職し、」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 消防団員が、災害、警戒、訓練等に係る職務に従事した場合は、出動報酬を支給する。

第2条第1項中「報酬は年額とし、10月と」を「年額報酬は、10月および」に改め、「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

報酬は、年額報酬および出動報酬とする。

第3条を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 年額報酬の額は別表第1に定めるとおりとし、出動報酬の額は別表第2に定めるとおりとする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区分		年額報酬額
団長		112,300円
副団長		81,900円
分団長		50,500円
副分団長		43,000円
部長		35,000円
班長		32,500円
団員	基本団員	30,000円
	機能別団員 災害の防御および救助活動 に従事する者	10,000円
	その他の者	5,000円

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

区分		出動報酬額（日額）
災害の防御および救助活動 に従事した場合	4時間以上の場合	8,000円
	4時間未満の場合	4,000円
警戒に従事した場合		4,000円
訓練に従事した場合		4,000円
広報および普及啓発に従事した場合		3,000円
その他の職務に従事した場合		2,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。